4～6　（略）

（削る）

7～9　（略）

（木材製品技術室及び木材専門官）

第三百八十九条　木材産業課に、木材製品技術室及び木材専門官五人を置く。

2・3　（略）

（削る）

4　木材専門官は、命を受けて、木材産業課の所掌事務に関し林野庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（削る）

（削る）

（削る）

（木材貿易対策室並びに木材専門官及び建築物木材利用促進官）

第三百九十条　木材利用課に、木材貿易対策室並びに木材専門官四人及び建築物木材利用促進官一人を置く。

2・3　（略）

4　木材専門官は、命を受けて、木材利用課の所掌事務に関し林野庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5　（略）

（削る）

（削る）

（施工企画調整室及び海外林業協力室並びに森林計画官、首席森林計画官、森林調査技術専門官、入札契約技術企画官、事業効果分析専門官、国土強靱化推進官、森林情報利用推進官、森林情報高度化推進官、保険管理官、国際森林減少対策調整官及び海外植林指導官）

第三百九十一条　計画課に、施工企画調整室及び海外林業協力室並びに森林計画官三人、首席森林計画官一人、森林調査技術専門官一人、入札契約技術企画官一人、事業効果分析専門官一人、国土強靱化推進官一人、森林情報利用推進官一人、森林情報高度化推進官一人、保険管理官一人、国際森林減少対策調整官一人及び海外植林指導官一人を置く。

2～11　（略）

4～6　（略）

7　林業経営指導官は、森林所有者の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の育成に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8～10　（略）

（木材製品技術室並びに生産流通調整官、木材専門官、素材生産推進官、木材表示専門官及び住宅資材技術専門官）

第三百八十九条　木材産業課に、木材製品技術室並びに生産流通調整官、木材専門官、素材生産推進官、木材表示専門官及び住宅資材技術専門官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　生産流通調整官は、木材の生産、加工及び流通に関し調整を要する事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5　木材専門官は、木材の生産及び流通に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

6　素材生産推進官は、素材生産の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　木材表示専門官は、木材の表示に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　住宅資材技術専門官は、住宅の建築に用いられる木材に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（木材貿易対策室並びに木材専門官、建築物木材利用促進官、木質バイオマス専門官及び国際専門官）

第三百九十条　木材利用課に、木材貿易対策室並びに木材専門官二人、建築物木材利用促進官一人、木質バイオマス専門官一人及び国際専門官一人を置く。

2・3　（略）

4　木材専門官は、命を受けて、木材の消費に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5　（略）

6　木質バイオマス専門官は、木質バイオマス（バイオマスのうち木竹に由来するものをいう。）の利用に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　国際専門官は、木材についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（施工企画調整室及び海外林業協力室並びに森林計画官、首席森林計画官、森林調査技術専門官、入札契約技術企画官、事業効果分析専門官、国土強靱化推進官、森林情報高度化推進官、森林保険企画官、保険管理官、国際森林減少対策調整官及び海外植林指導官）

第三百九十一条　計画課に、施工企画調整室及び海外林業協力室並びに森林計画官三人、首席森林計画官一人、森林調査技術専門官一人、入札契約技術企画官一人、事業効果分析専門官一人、国土強靱化推進官一人、森林情報高度化推進官一人、森林保険企画官一人、保険管理官一人、国際森林減少対策調整官一人及び海外植林指導官一人を置く。

2～11　（略）